

# 1 国際共同研究事業

【令和7年度予算概算決定額 18（17）百万円】

## <対策のポイント>

持続可能な農業・食料システムに関する課題解決に向けた**国際的議論や政策決定へ、科学面から情報提供・政策提言を行うため、在外共同研究や国際会議の開催に対して支援**を行います。

## <事業目標>

- 世界の食料安全保障の確立に向けた貢献
- 気候変動問題等地球的規模の課題への適切な対応

## <事業の内容>

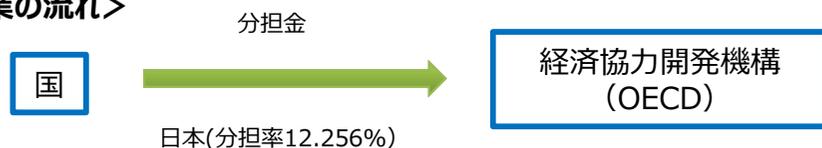
### 事業内容

持続可能な農業・食料システムに係る政策決定に資する、科学的知見の強化及びそれに立脚した情報提供・政策提言を行うことを目的として、事業参加国での**在外共同研究（フェローシップ）**や**国際会議（イベント）開催**への支援を行います。

これらを通じて、

1. 食料・農林水産分野の課題解決に向けた国際的議論や、OECD諸国における政策決定等に資するネットワークへの参画や貢献を可能とし、国際社会における我が国のプレゼンスが高まります。
2. 国外の得がたい先進的知見の取得や、我が国が得意とする研究分野での国際的なイニシアチブが発揮出来るとともに、新たな共同研究や研究ネットワークの創出を可能とします。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

持続可能な農業・食料システムに係る3つのテーマに位置づけられる案件を公募し、採択された案件の実施を支援します。

- ① 自然資本の管理
- ② 結合した世界が複数のリスクに直面したときの強靱性の強化
- ③ 転換技術とイノベーション

### 在外共同研究（フェローシップ）

- 事業参加国における在外共同研究費用を支援  
【在外派遣（最大6ヶ月間）に要する旅費・滞在費を支援】
  - ・原則として博士号取得後4年間の経験を有する者又は相当の専門知識をもつ者（年齢制限なし）
  - ・採択審査においては、科学的見地から見た質、OECDの役割や政策との関連性、分野横断的な視点を重視

### 国際会議（イベント）

- 事業参加国で開催される国際会議の開催経費を支援  
【事業参加国からの講演者招へい費用と講演要旨集の発行費用を支援】
  - 政策立案者や担当者、企業、学会に対して科学的な提言のできる会議を対象

※ 令和6年度の分担率。分担額は各参加国のGNP比に応じ一定の範囲で負担額が決められています。

【お問い合わせ先】（1）輸出・国際局国際戦略グループ（03-6738-6155）  
（2）農林水産技術会議事務局国際研究官室（03-3502-7466）

### <対策のポイント>

種子の国際的統一基準の設定及び運用に参画し、種子の国際流通の円滑化を図ります。

### <事業目標>

世界の食料安全保障の確立に向けた貢献

### <事業の内容>

### <事業イメージ>

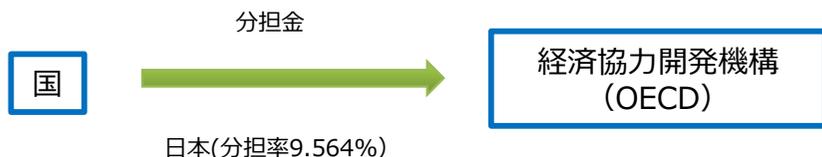
#### 1. 背景/課題

農家が利用する飼料作物種子は、国内で育成された優良品種の原種子<sup>げんしゆし</sup>（もと種子）を海外に輸出し、海外の採種地で増殖しています。このため、国際的に統一された基準によって、種子の生産・検査・品質の証明を行い、種子の国際流通の円滑化を図ることが重要となっています。

#### 2. 事業概要

種子スキーム事業は、国際的に流通する種子の品質（特に遺伝的特性）を確保するための種子の生産・検査・品質の証明に関する国際的基準の検討、運用を行っています。このため、本事業に参加し、本制度により優良種子の円滑な国際流通を図るとともに、国際的に統一された基準で生産・管理された優良種子を国内農家へ安定的に供給します。

### <事業の流れ>



※ 令和6年度の分担率。分担額は各参加国のGNP比に応じ一定の範囲で負担額が決められています。

我が国から海外の採種地に輸出して増殖させる予定の種子の品種をOECD事務局が管理するリストに登録



本スキームで規定された基準に基づく厳密な管理、検査を経て生産した原種子（もと種子）に品種証明を付し、我が国から海外の採種地へ輸出



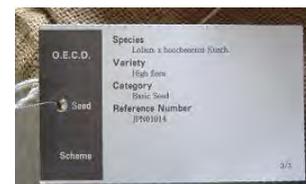
海外の採種地において、もと種子を用いて増殖栽培する際には、本スキームで規定された基準に基づく厳密な管理、検査を行い、流通用種子の品種特性等を担保



海外の採種地において増殖された流通用種子に対し、品種証明を付し、我が国に輸入し、国内流通

飼料作物の国内育成品種の種子増殖は、本来の品種特性の変化が起こらないよう、種子スキームに基づく厳格な栽培管理・検査等を輸出入両国間で実施。

OECDラベル（左）と →  
ラベルを付した荷口（右）



【お問い合わせ先】 (1) 輸出・国際局国際戦略グループ (03-6738-6155)  
(2) 畜産局飼料課 (03-3502-5993)

## <対策のポイント>

安価な農機流通による国内生産コスト低減に資するため、国際標準に係る議論に参画します。

## <事業目標>

農業機械の効率的な輸出入の推進により、コスト低減や安定供給に貢献

### <事業の内容>

- 農業機械の性能及び安全に係る国際基準を策定する場であるOECDトラクターコードに対して**分担金を拠出し**、我が国の標準との同等性を確保するため、議論の場に参画します。

#### 【OECDトラクターコードに加盟する必要性】

OECDトラクターコードを脱退すると、

- 輸出するトラクターについて、国内で受検した検査データがOECDで活用できなくなり、輸出国ごとに別途検査費用が発生するなどコストが増えるため、我が国農業機械メーカーの価格競争力が低下するおそれがあります。
- また、輸入するトラクターについても、現在OECD準拠として国内での検査が免除されていますが、再検査する必要が生じ、その分のコスト増を農家が負担しなければならなくなるおそれがあります。

## <資金の流れ>



※ 令和6年度の分担率。分担額は各参加国のGNP比に応じ一定の範囲で負担額が決められています。

### <事業イメージ>

#### 事業イメージ・具体例

- OECDトラクターコード参加各国の政府が指定した検査機関（我が国は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構）において検査データをもとにOECDテストレポートを作成、国際流通に活用。



#### 期待される効果

トラクター等農業機械に関する実質的な国際標準であるOECDトラクターコードに引き続き拠出し、我が国の標準と他国のものを整合させる。



我が国農業機械メーカーの海外展開を下支えするとともに、国内農業機械の供給価格を抑制。

**世界市場の獲得と、我が国農業生産のコストダウンの実現**

【お問い合わせ先】 (1) 輸出・国際局国際戦略グループ (03-6738-6155)  
(2) 農産局技術普及課 (03-6744-2111)

# 4 環境委化学品プロジェクト事業

【令和7年度予算概算決定額 11 (10) 百万円】

## <対策のポイント>

化学品による人や環境へのリスクへの懸念が高まる中、**国際的に調和された化学品規制の促進**を図ります。

## <事業目標>

国民の健康保護や環境保全に向けた貢献

### <事業の内容>

### <事業イメージ>

#### 1. 新規テストガイドラインの策定

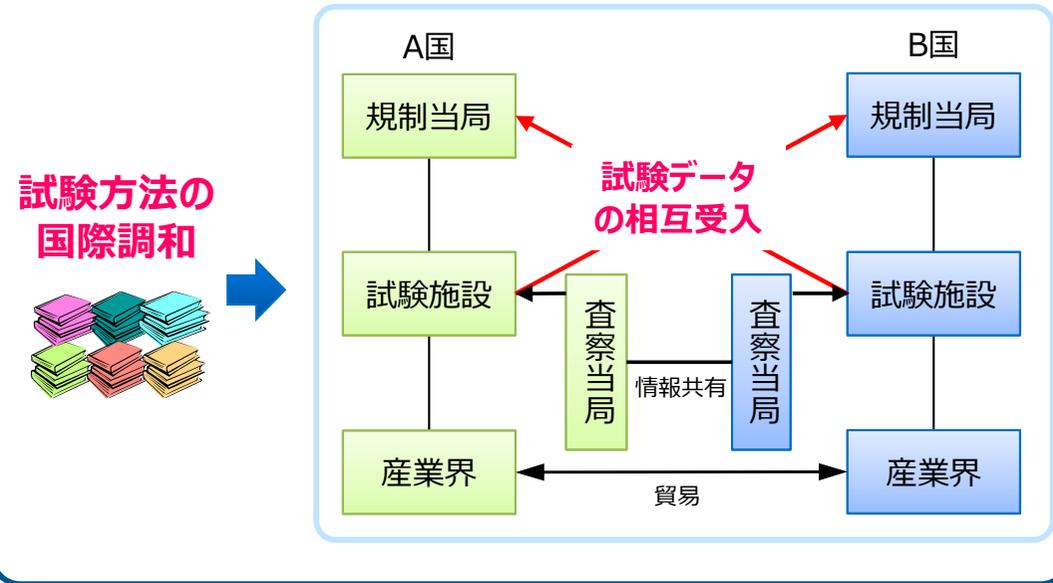
- 農薬、動物用医薬品、飼料添加物等の化学物質の安全性に関する共通の新規テストガイドラインを作成します。

#### 2. GLP制度に関する共通原則の策定等

- 化学物質の安全性に関する試験データの信頼性を確保するためのGLP (Good Laboratory Practice : 優良試験所規範) 制度に関する共通原則の策定と運用の国際調和を行います。
- 農薬、動物用医薬品、飼料添加物等の化学物質の安全性に関する試験データの相互受入を行います。

#### OECDの活動を通じた国際調和

- ・ OECDテストガイドライン及びOECD GLP (優良試験所規範) 原則の策定と運用の国際調和
- ・ 試験方法の国際調和により、加盟国間等での試験データの相互受入を実施
- ・ 重複した試験の回避により、開発コストを軽減



## <事業の流れ>



※ 令和6年度の実績。分担率は各参加国のGNP比に応じ一定の範囲で負担額が決められています。また、この分担額を4省で均等に拠出しています。

- 【お問い合わせ先】
- (1) 輸出・国際局国際戦略グループ (03-6738-6155)
  - (2) 消費・安全局農産安全管理課 (03-3501-3965)
  - (3) 消費・安全局畜水産安全管理課 (03-6744-2161)

## <対策のポイント>

OECD農薬作業部会での議論を踏まえ、農薬登録制度の国際調和やリスク管理措置を講ずることで、**農薬登録の効率化**や**より安全な農薬の安定供給**とその**適正な使用を推進**します。

## <事業目標>

効率的な農薬登録の推進、及び人の健康や環境への農薬のリスク削減の推進により、食料の安定供給や環境保全に貢献

## <事業の内容>

### 1. 農薬の安全性の審査に必要な試験の実施方法や試験成績の評価方法を調和

#### するためのガイドラインの策定

- ①微生物を農薬として使用した場合に人や非標的生物にどのような影響があるか、②農薬を散布した結果、食品にどの程度残留するか、③農薬が蜜蜂にどの程度の影響を与えるか等に関するガイドラインを策定します。

### 2. 農薬登録に係る各種様式の共通化

- 申請者が各国政府への申請時に提出する試験データ・書類を共通化し、農薬登録の効率化を図ります。

### 3. 農薬使用者や周辺環境へのリスクを削減するための評価法や優良事例の情報

#### 交換及びより効果的な手法に関するガイダンスの策定

- ①ドローン等を使用した農薬散布時の周辺への飛散の予測モデル、②農薬の品質確保のために製造者が実施すべき事項、③農薬の違法貿易への対処に関する優良事例のガイダンス等を作成・策定します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

農薬登録に係る制度の国際調和

農薬登録の効率化



人の健康や環境への  
農薬のリスク削減

- ・ 農薬を各国政府が合同で評価する取組の推進
- ・ 農薬の安全性の審査に必要な試験の実施方法や、試験成績の評価方法の調和
- ・ 食品中の残留農薬基準値の推定法の開発
- ・ 農薬登録に係る各種書類の様式の共通化

- OECDの成果物に我が国の立場を反映するとともに、我が国の農薬登録制度の国際調和を推進
- 農薬登録の効率化や農薬の適正使用の一層の推進
- 消費者への安全な食料の安定供給や環境保全に貢献

【お問い合わせ先】 (1) 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)  
(2) 輸出・国際局国際戦略グループ (03-6738-6155)  
(3) 消費・安全局農産安全管理課 (03-3501-3965)

# 6 食料安全保障に向けた農業・農村政策評価検討事業

【令和7年度予算概算決定額 63（68）百万円】

## <対策のポイント>

OECDに我が国の専門家を派遣し、農業政策が環境等に及ぼす影響や人口減少社会における農村政策の在り方の分析・評価を行います。

## <政策目標>

- 農業政策に関する国際的な議論のリード、我が国の立場の確立を通じた**環境・貿易交渉における優位な立場の確保**
- 人口減少社会における農村政策の在り方についての分析・提言を通じた**食料生産基盤の維持・強化に資する政策立案**

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 農業政策の環境影響等の分析評価

- 専門家派遣を通じ、我が国を含め、OECD加盟国及び新興国における農業政策の変化、**農業政策が環境等にどのような影響を及ぼすかの評価等、各国の農業政策の分析・評価**を行います。

### 2. 食料の安定供給に必要な農村政策の分析

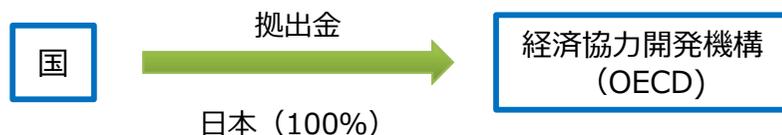
- 専門家派遣を通じ、農村地域における地域資源の持続的活用、所得の多様化、土地利用政策など**人口減少社会に対応した農村の活性化に資する政策**を各国の事例やエビデンスの調査、分析を通じて**特定し、生産基盤である農村の活性化を通じた食料安定供給に関する知見・提言**を得ます。

- OECDは毎年、OECD加盟国及び新興国における農業の状況、農業政策の変化等を分析・評価した「**モニタリングレポート**」を作成・公表し、各国が農業政策を立案する上で重要となるエビデンスの提供や政策提言を行っています。我が国の専門家を派遣して、この分析・評価が適正かつ円滑に行われるよう関与します。
- 我が国はG7宮崎農業大臣会合において、**自国の生産資源を持続可能な形で活用することを通じた食料安全保障の確保**を打ち出し、農業貿易の国際ルールを議論する場であるOECDにおいて我が国の主張を確保していく必要があります。
- これらの議論や成果は、**世界各国の農業政策立案者や他の国際機関の関係者等が参考**とし、各国の農業政策に活用されています。



モニタリングレポート

## <事業の流れ>



**国際的議論の場における我が国の農業政策への正しい理解を確保するとともに、成果を我が国の政策立案に活用する**

【お問い合わせ先】 (1) 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)  
(2) 輸出・国際局国際戦略グループ (03-6738-6155)

# 7 新育種技術により作出された農作物等の科学的な評価手法等

## に係る調和促進事業

【令和7年度予算概算決定額 26（40）百万円】

### <対策のポイント>

ゲノム編集技術等により開発された農林水産物（新品種）について、遺伝子組換え（GM）規制の判断に必要な科学的エビデンスに関する情報を国際的に共有することで、**各国の規制の調和を推進**します。

### <政策目標>

OECDにおける、GM規制上の取扱いに関する各国の規制の国際調和を推進し、攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化に貢献

### <事業の内容>

- ゲノム編集技術等の新育種技術による研究開発が急速に進展しているものの、取扱いの検討が進んでいない状況にあります。こうした中、OECD環境局の「バイオテクノロジーの規制的監督の調和に関する作業部会」に我が国の専門家（行政官又は研究者）を派遣し、
  - ① 各国における研究開発動向、GMの規制や安全性評価に関する調査・分析
  - ② 各国規制当局者会合の開催
  - ③ 新育種事業に関するエビデンス情報の取りまとめを行います。  
これにより、我が国で開発された農林水産物のグローバル展開のため、国際的にエビデンス情報を共有し、各国の規制の調和を推進します。

### <事業イメージ>

#### ○ゲノム編集技術等を用いた世界に誇れる強みのある農林水産物を開発

健康意識の高まりに応える**機能性**を高めた野菜等の作出。

例) GABA高蓄積のトマトが国内第一号として届出。



海外での和食の広がりに応じ消費が増加している**水産物の安定供給**。

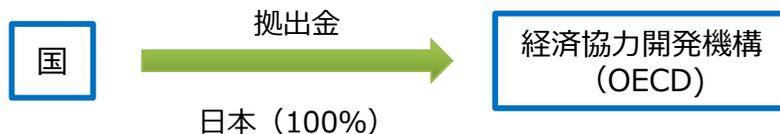
例) ゲノム編集により養殖能率が向上したマグロ品種を開発中。



#### ○規制上の取扱いに関する課題

- ・ゲノム編集技術等によって作出された農林水産物について、我が国ではGM農作物等には当たらないが一定の情報提供を求めるとする取扱い手続きの運用が開始された。GABA高蓄積トマトが国内第一号として届出されたところ。
- ・現在、各国におけるそれぞれの現行GM法との関係の整理が進んでおり、今後、取扱いが異なるものになる可能性。このため、GM規制上の取扱いに関する国際調和を推進する活動をOECDにおいて実施。

### <事業の流れ>



ゲノム編集技術等によって作出された農作物に関する科学的なエビデンスの集約・共有を実施

- 【お問い合わせ先】
- (1) 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
  - (2) 輸出・国際局国際戦略グループ (03-6738-6155)
  - (3) 農林水産技術会議事務局研究企画課 (03-3502-7408)

# 8 国際的な鯨類の資源管理の推進事業

【令和7年度予算概算決定額 12（12）百万円】

## <対策のポイント>

北大西洋海産哺乳動物委員会（NAMMCO）と鯨類資源等についての共同調査・研究を行い、鯨類資源等の管理におけるNAMMCOとの協力関係を強化することで、我が国の捕鯨について国際法上の正当性を明確化します。

## <事業目標>

- 国際法に従い、国際機関と連携しながら、科学的根拠に基づいた適切な捕鯨業を推進。

### <事業の内容>

### <事業イメージ>

#### 1. 日NAMMCO共同鯨類科学調査研究協力事業 12（12）百万円

- ミンククジラ等の鯨類への衛星標識調査手法確立のため、我が国とNAMMCOの共同での大西洋における目視調査等の科学調査を実施し、国際的な鯨類の資源管理を推進します。

- 我が国の捕鯨について国際法上の正当性の明確化

NAMMCOとの協力強化



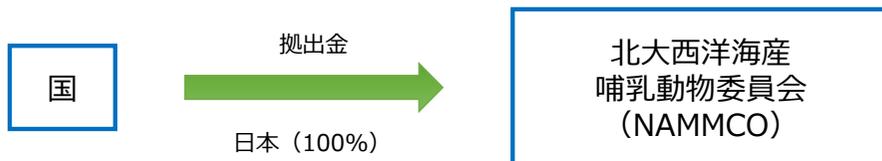
- 共同調査・研究の実施
- 鯨類等の資源管理体制の強化・改善



鯨類資源の国際機関を通じた管理体制

UNCLOS第65条の充足

## <事業の流れ>



[お問い合わせ先] (1) 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)  
(2) 水産庁国際課 (03-3502-2443)

# 9 準専門家派遣拠出金

【令和7年度予算概算決定額 46（20）百万円】

## 〈対策のポイント〉

世界の食料安全保障確保のため、国際連合食糧農業機関（FAO）に専門家を派遣し人的及び技術的支援を行う。

## 〈事業目標〉

日本が有する農林水産分野における専門的な知見・技術をFAOの施策等に反映及び国際人材の育成

### ＜事業の内容＞

#### FAOへの準専門家派遣 46百万円

日本とFAOの連携強化、国際的なルール策定等に向け、日本の技術・知見・施策を活用した貢献を行うため、FAOの準専門家派遣制度に継続して参加し、**FAOの上級専門家を補佐する準専門家を派遣します。**

#### 〈参考：国際連合食糧農業機関とは〉

- FAOは1945年に設立。194カ国が加盟する国連機関。
- 以下の施策を通じた世界経済の発展と人類の飢餓からの解放を目的に活動。
  - ・世界各国国民の栄養水準・生活水準の向上
  - ・食料・農産物の生産・流通の改善
  - ・農村住民の生活状況の改善
- 日本は世界第3位の分担金拠出国（2024-2025年）。
- 日本は1973年からFAOへの準専門家派遣を継続的に実施。

#### 〈事業の流れ〉



### ＜事業イメージ＞

- 日本から準専門家として2名をFAOに派遣。
- 派遣した準専門家が中心となり、以下の活動を実施。
  - ・ 日本とFAOの連携強化のための戦略協議や拠出金事業の円滑な実施支援。
  - ・ 気候変動や環境汚染等の国際的な課題において、日本の技術・知見・施策を活用。



令和5年度に実施された日・FAO年次戦略協議

- 日本とFAOの連携が強化され、日本の施策等がFAOの取組に反映される。
- FAOへの人的・技術的支援により、世界及び日本の食料安全保障の確保に貢献する。
- FAOでの業務経験を通じ国際人材を育成する。

【お問い合わせ先】 (1) 輸出・国際局 新興地域グループ (03-3502-5913)  
(2) 輸出・国際局 国際戦略グループ (03-3502-8498)

# 10 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGRFA）拠出金

【令和7年度予算概算決定額 55（38）百万円】

## <対策のポイント>

食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGRFA）締約国としての責任を果たすとともに、植物遺伝資源の取得を円滑化するため、ITPGRFA事務局の運営に必要な資金を拠出します。

## <政策目標>

ITPGRFAの枠組みを通じて、植物新品種の開発に資する有用遺伝資源の取得を促進します。

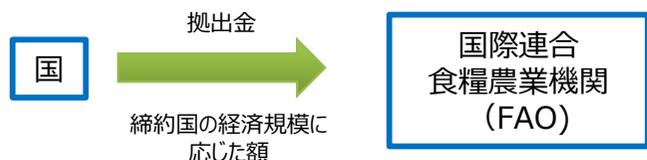
## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 概要・目的

- 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGRFA）は、持続可能な農業及び食料安全保障の観点から、特に重要な食料及び農業のための植物遺伝資源を締約国が円滑に取得するための多数国間の制度を構築しており、本条約への加入とルールメイキングへの参画は、我が国の品種開発を加速化させるために重要です。
- 我が国は本条約に平成25年7月に加入、同年10月発効したことに伴い、締約国として重要な植物遺伝資源の導入が円滑に進展するよう、本条約の事務局運営に必要な資金を国際連合食糧農業機関（FAO）に拠出します。

### <資金の流れ>



### <期待される効果>

条約の枠組みを通じて、食料及び農業のための植物遺伝資源の取得が促進され、新品種開発が加速化します。



【お問い合わせ先】 (1) 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)  
(2) 大臣官房環境バイオマス政策課 (03-3502-5303)

# 11 効率的な水利用・水管理対策推進事業

【令和7年度予算概算決定額 33（－）百万円】

## <対策のポイント>

世界的に「水利用効率の大幅改善」に向けた取組強化の機運が高まっている中、国際連合食糧農業機関（FAO）を通じ、水利用効率の向上に資する持続的な水田農業について、我が国の優れた知見・技術等の普及を推進します。

## <事業目標>

アジアモンスーン地域等の持続的な食料システムのモデル構築（1件以上〔令和9年度まで〕）

## <事業の内容>

国際連合食糧農業機関（FAO）は、持続可能な開発目標（SDGs）ターゲット6.4において掲げられた「2030年までに、全セクターにおいて水の利用効率を大幅に改善」についてのグローバル指標をモニタリングする担当国際機関であることから、水利用効率改善に関する情報・議論が集中するため、当該機関に専門家を派遣し、下記の取組を行います。

- ① FAO、国際会議等において、水利用効率に関する情報収集を行います。
- ② アジア・アフリカ地域における水利用効率の向上に向け、これまでに我が国の専門家が提案した改善策に基づき、我が国の技術普及や人材育成に向けた実証を行います。
- ③ 国際かんがい排水委員会（ICID）や国際水田・水環境ネットワーク（INWEPF）等の国際機関・ネットワークと連携し、水利用効率の向上に資する持続的な水田農業について、我が国の知見・技術や実証成果を国際会議等で発信し、普及を図ります。

〔事業実施期間：令和7年度～令和9年度〕

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 背景・現状

世界の水需要は、2000年から2050年までに約55%の増加が見込まれている中、農業用水の使用量を増やす余地はほとんどないとされており、農業用水の効率的な利用が求められている。

▶ 水田農業においても、水利用効率の向上が必要であり、我が国の優れた知見・技術等を活かした貢献が求められている。

### SDGsターゲット6.4

- ・全セクターにおける水の利用効率の大幅な改善を掲げる
- ・FAOがグローバル指標のモニタリングを担当

▶ 指標6.4.1：水利用効率  
全ての経済活動による水利用を対象とし、経時変化を監視

専門家を派遣し、水利用効率の向上に資する水田農業について実証を行い、我が国の知見・技術等を普及



### 期待される効果

- 世界の食料安全保障及び途上国の経済成長へ貢献します。
- 水利用効率の向上に資する水田農業について、我が国の知見を国際会議等において発信することにより、国際的な議論をリードし、世界の水田農業の発展を主導します。
- 我が国の技術普及を通じて、本邦技術の海外展開の促進に貢献します。



技術普及



国際会議への参加

【お問い合わせ先】 (1) 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)  
(2) 農村振興局設計課海外土地改良技術室 (03-3595-6339)

# 12 森林減少抑止・森林経営国際展開事業

【令和7年度予算概算決定額 76（77）百万円】

### <対策のポイント>

気候変動の緩和と適応に向けた森林分野の取組として、森林と農業を取り巻くサプライチェーンにおける森林減少・劣化を排除するための体系的なアプローチを浸透・普及させるとともに、森林再生及び持続可能な森林経営と木材利用の重要性の普及を支援することで、世界の森林減少の抑止に貢献します。

### <政策目標>

- 森林減少・劣化を抑止する一体的なアプローチをまとめたガイドラインの作成及びその普及
- 森林再生及び持続可能な森林経営と木材利用による気候変動対策や生物多様性保全上の効果や重要性について認識を広める

### <事業の内容>

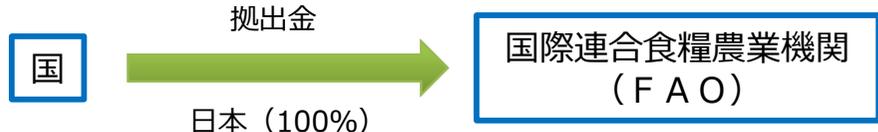
#### 1. アフリカ地域森林減少抑止支援事業 53（56）百万円

- 既存の森林減少抑止施策の効果・効率性を検証することで得られた分析手法をアフリカ地域（2カ国）で適用を行い、より現場に即した分析手法を構築します。
- 地域レベルにおける森林減少・劣化の抑止に効果的な政策や活動を集約したガイドラインのプラットフォーム化を行い、森林減少・劣化を抑止する一体的なアプローチとしてアフリカ地域での国レベルでの浸透・普及を行います。
- 事業成果としてのガイドラインの活用による政策提言などを通じて国・地域レベルの開発計画等へ反映させ、森林と調和した持続可能なサプライチェーンの構築を支援するとともに、世界レベルでの普及・展開を図ります。

#### 2. 持続可能な森林経営国際展開事業 23（21）百万円

- アジア大洋州を対象に、森林再生及び持続可能な森林経営とそれにより生産される木材の利用による気候変動対策や生物多様性保全上の効果に関する調査・分析を行います。
- 持続可能な森林経営及び木材利用が主要な課題解決策のひとつとなるよう、国際会議やイベント等を通じて情報発信を行います。

### <事業の流れ>



### <事業イメージ>

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 世界の森林は年間1,100万ha減少、2030年の国際目標達成は容易ではない状況</li> <li>● 途上国では、天然林の非持続的な利用による森林減少・劣化が進行</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 森林減少抑止施策の費用対効果に関する分析結果の適用とその成果の普及・展開が不足</li> <li>● 持続可能な森林経営により生産される木材の利用推進の重要性への理解が不十分</li> </ul>

アフリカ地域森林減少抑止支援事業	持続可能な森林経営国際展開事業
<p><b>【分析結果の適用】</b> ・得られた分析手法の現地での適用を通して、より地域に即した手法の構築を図る。</p> <p><b>【成果の普及・展開】</b> ・森林減少・劣化の抑止に効果的な政策や活動を集約したガイドラインのプラットフォーム化を行う。 ・政策立案や技術支援を分野横断的に実施するワークショップ等の開催により、国レベル・世界レベルでの成果の普及・展開を図る。</p>	<p><b>【調査・分析】</b> 森林再生及び持続可能な森林経営と木材利用による気候変動対策や生物多様性保全上の効果に関する調査・分析</p> <p><b>【国際展開】</b> 国際会議やイベント等を通じ木材利用の重要性を発信</p>
<p><b>目指す成果</b> 森林減少・劣化を抑止する一体的なアプローチをまとめたガイドラインの作成及びその普及を図る。</p>	<p><b>目指す成果</b> 森林再生及び持続可能な森林経営とそれにより生産される木材の利用を推進していくことの重要性を国際的に広く認識させる</p>



持続可能な森林経営とそれにより生産される木材の利用が推進されるとともに、世界の森林減少抑止に貢献

【お問い合わせ先】 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)  
林野庁計画課 (03-3591-8449)

# 13 SPSルール・メイキング戦略推進事業

【令和7年度予算概算決定額 282（-）百万円】

**<対策のポイント>**

○ 国際連合食糧農業機関（FAO）、国際獣疫事務局(WOAH)、世界保健機関（WHO）への拠出を通じ、SPS（Sanitary and Phytosanitary：食品安全、動物衛生や植物防疫）関連の国際基準策定及び国際的なSPS措置の調和を支援します。

**<政策目標>**

①SPS関連国際基準の策定の主導、②SPS措置の調和の支援（SPS関連国際基準の普及、越境性動物疾病及び植物病害虫のまん延防止及び清浄化、人獣共通感染症・薬剤耐性対策等）に取り組み、①及び②を通じた農林水産物及び食品の安全性向上・安定供給及び輸出促進に貢献

**<事業の全体像>**

	食品安全		動物衛生		植物防疫
SPS協定における国際基準策定機関	Codex 事務局はFAO本部(ローマ)内		WOAH 事務局はパリ		IPPC 事務局はFAO本部(ローマ)内
拠出先	FAO	WHO	WOAH	FAO	FAO
本部	<b>Codex事務局</b> (ローマ) <b>専門家派遣</b> 国際基準の策定	<b>JECFA</b> <b>JMPR</b> リスク評価 専門家会議開催	<b>WOAH</b> (パリ) <b>専門家派遣</b> 国際基準の策定・普及	<b>FAO</b> <b>危機管理センター</b> (ローマ) <b>専門家派遣</b> 越境性動物疾病のまん延防止対策	<b>IPPC事務局</b> (ローマ) <b>専門家派遣</b> 国際基準の普及
地域事務所等	<b>アジア太平洋地域事務所</b> (バンコク) <b>専門家派遣</b> リスク分析能力向上に関するワークショップの開催		<b>アジア太平洋地域事務所</b> (東京) <b>専門家派遣</b> ・ アフリカ豚熱や口蹄疫等専門家会議 ・ ワンヘルス・アプローチが必要な課題（人獣共通感染症、薬剤耐性）や水際対策、農場バイオセキュリティに関するワークショップ及び実地研修開催	<b>農研機構</b> <b>動物衛生研究部門*</b> (つくば市・小平市) 牛疫ワクチンの製造・保管 * WOAH/FAO認定の牛疫ウイルス保持施設	<b>アジア太平洋地域事務所</b> (バンコク) <b>専門家派遣</b> 病害虫の侵入・まん延防止に関するワークショップの開催

SPSルール・メイキング戦略推進事業のうち  
**13-1 FAO拠出金事業**

【令和7年度予算概算決定額 135（-）百万円】

<対策のポイント>

- 国際基準策定機関（Codex、IPPC）の事務局に専門家を派遣し、食品安全及び植物検疫に関する国際基準の策定を主導し、普及を支援します。
- FAO（アジア太平洋地域事務所FAORAP、危機管理センター）に専門家を派遣し、アジア太平洋地域における食品安全及び植物防疫に係る能力向上、世界における越境性動物疾病の危機管理体制の構築や現場での防疫措置等を支援します。
- 牛疫ウイルスの適正管理を推進し、牛疫ワクチン供給体制を整備します。

<事業目標>

- SPS関連国際基準の策定の主導
- SPS措置の調和の支援（SPS関連国際基準の普及、各国における越境性動物疾病及び植物病害虫に対する防疫体制・能力の向上）

<事業の内容>

**1. 食品安全 55百万円**

- ① **Codex事務局に専門家を派遣し**、事務局の機能・活動強化による国際基準の策定手続きの迅速化に貢献するとともに、**関連国際会議に事務局として参加し、我が国の実情に沿った基準策定に貢献**します。
- ② **FAORAPに専門家を派遣し**、リスク分析能力向上に関するワークショップ開催を通じて、**アジア太平洋地域における食品安全に係る能力向上**を支援します。

**2. 動物衛生 31百万円**

- ① 2011年に撲滅が宣言された**牛疫の世界における清浄性維持のため牛疫ウイルスの廃棄・隔離**を推進するとともに、**再興に備えた牛疫ワクチンの供給体制**を整備します。
- ② FAO危機管理センターに我が国から専門家を派遣し、現場に介入する形で、**越境性動物疾病の発生に関する事前の危機管理体制の構築及び発生時の防疫措置に関する技術的支援**を強化します。

**3. 植物防疫 49百万円**

- ① **IPPC事務局に専門家を派遣し**、国際基準を適切に実施するための計画策定に貢献するとともに、**計画に基づく国際基準実施ツールの作成等**の取組を支援します。
- ② **FAORAPに専門家を派遣し**、重要病害虫の早期発見や防除等に関するワークショップ開催を通じて、**アジア地域の植物防疫に係る能力向上**を支援します。

<事業イメージ>

**食品安全**



Codex事務局として会議に参加 (出典：FAO)

ワークショップの開催

eラーニングコースの開発 (出典：FAO)

➡ **食品安全に関する国際基準の策定・普及**

**動物衛生**



牛疫に感染した牛 (出典：農研機構動物衛生研究部門)

牛疫ウイルス 廃棄・隔離の推進

牛疫ワクチン 供給体制の整備

➡ **牛疫の清浄性維持 再興への備え**

危機管理体制の構築（事前）

防疫措置に関する技術的支援（発生時）



防疫対応支援 (出典：FAO)

➡ **越境性動物疾病に対する防疫体制向上**

**植物防疫**



国際基準実施ツールの作成、普及 (出典：FAO)

病害虫防除等に関するワークショップ開催 (出典：FAO)

➡ **病害虫の侵入・まん延防止対策の強化**

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)

(1の事業) 消費・安全局食品安全政策課 (03-5512-2291)

(2の事業) 消費・安全局動物衛生課 (03-3502-8295)

(3の事業) 消費・安全局植物防疫課 (03-3502-5978)

SPSルール・メイキング戦略推進事業のうち  
**13-2 WOAH拠出金事業**

【令和7年度予算概算決定額 142（-）百万円】

＜対策のポイント＞

- 国際獣疫事務局（WOAH）本部に専門家を派遣し、動物疾病の防疫や畜産物等の貿易等に関する国際基準の策定を支援します。
- アジア太平洋地域における、ワンヘルス・アプローチに基づく野生動物由来感染症を含む人獣共通感染症対策、薬剤耐性（AMR）対策等の取組を支援するとともに、越境性動物疾病等の発生情報の収集・分析、専門家ネットワークを活用した防疫対応の検討及び啓発活動を通じ、地域における国際基準等に沿った発生予防・まん延防止・清浄化の実施を支援します。

＜事業目標＞

- SPS関連国際基準の策定の主導
- SPS措置の調和の支援（人獣共通感染症・AMR対策、越境性動物疾病のまん延防止及び清浄化、獣医組織能力の強化等）

＜事業の内容＞

**1. WOAH本部への専門家派遣 33百万円**

WOAH本部に我が国の専門家を派遣し、我が国の実情に沿った国際基準の策定を主導するとともに、動物衛生等に関するコア情報を迅速かつ的確に入手し、我が国の疾病対策や各国との輸出入検疫協議において、適切な対応がとれる体制を構築します。

**2. ワンヘルス・アプローチに基づく人獣共通感染症及びAMR対策等 50百万円**

野生生物やヒトにおいても感染が確認されている高病原性鳥インフルエンザをはじめとする人獣共通感染症対策として、動物衛生・公衆衛生・環境等の関係部局間の連携強化のためのワークショップを開催するとともに、AMR対策のため抗菌剤の慎重使用に関する研修や啓発を行います。また、WOAHから加盟国に専門家調査団を派遣し、法体制整備や診断施設間の技術研修等を含む動物衛生システムの向上により、日本を含む各国の獣医組織能力を強化します。本事業を推進するために必要な専門家も派遣します。

**3. 越境性動物疾病及び水生動物疾病のまん延防止及び清浄化対策 59百万円**

越境性動物疾病（アフリカ豚熱や口蹄疫等）の発生を監視し、疫学分析等を行うとともに、専門家会合や地域会合を開催し越境性動物疾病や水生動物疾病等の防疫対策（特に水際対策や農場バイオセキュリティ）及び専門家ネットワークの強化を行うことで、発生予防・まん延防止や清浄化に向けた取組を支援します。本事業を推進するために必要な専門家も派遣します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



我が国への疾病侵入リスクの低減  
 畜産物の安定生産・輸出促進  
 動物及びヒトの健康保護

【お問い合わせ先】 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)  
 消費・安全局動物衛生課 (03-3502-8295)

SPSルール・メイキング戦略推進事業のうち  
**13-3 WHO拠出金事業**

【令和7年度予算概算決定額 5（-）百万円】

＜対策のポイント＞

FAO及びWHOにより設置された国際的なリスク評価の専門家会議であるJECFA（食品添加物・汚染物質等）及びJMPR（残留農薬）の開催費用を拠出することにより、リスク評価の迅速化を通じて、国際基準の策定を支援します。

＜事業目標＞

- SPS関連国際基準の策定の支援

＜事業の内容＞

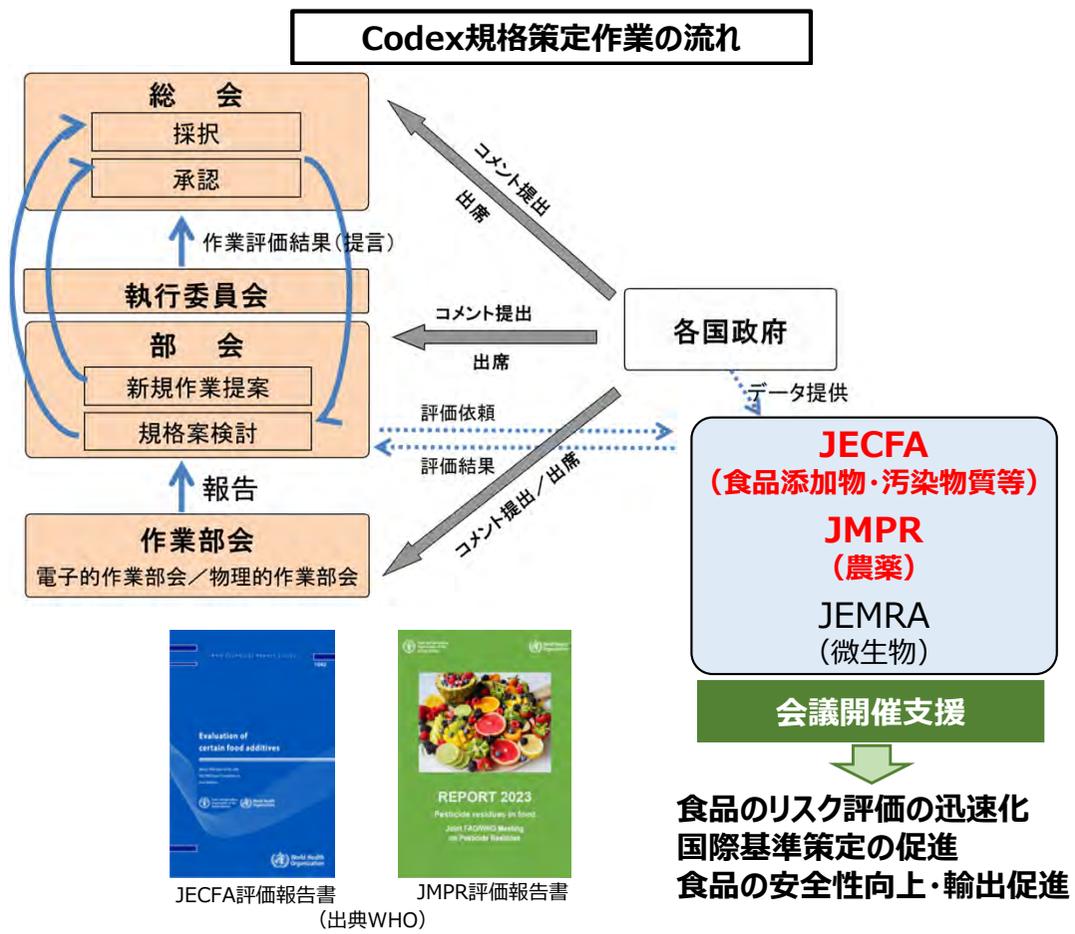
**1. リスク評価専門家会議開催支援 5百万円**

我が国の食料生産・輸出に影響を及ぼす食品添加物、汚染物質、残留農薬について、FAOとWHOが合同で設置した国際的なリスク評価専門家会議であるJECFA（食品添加物・汚染物質等）及びJMPR（残留農薬）の会議開催を支援することにより、リスク評価の迅速化を通じて、国際基準の策定に貢献します。

＜参考：FAO/WHOによる加盟国及びCodex委員会に対する科学的な助言機関＞

- ◆ JECFA (Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives)
  - ・専門家会合として1956年に活動を開始。
  - ・添加物、汚染物質、動物用医薬品などのリスク評価を実施。
- ◆ JMPR (Joint FAO/WHO meeting on Pesticide Residues)
  - ・専門家会合として1963年に活動を開始
  - ・残留農薬のリスク評価、許容一日摂取量（ADI）の検討等を実施。

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)  
 消費・安全局食品安全政策課 (03-5512-2291)

# 14 持続的漁業達成事業

【令和7年度予算概算決定額 41（41）百万円】

## <対策のポイント>

持続的な漁業の達成に向け、違法漁業防止寄港国措置協定（PSM協定）の実施等に向けた活動、ワシントン条約（CITES）規則の実施のための能力開発や国家管轄権外区域の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する条約（BBNJ）におけるルールメイクの基礎となる分析及び情報発信に必要な経費を支援します。

## <事業目標>

○PSM協定の批准国数（目標値：80カ国）[令和8年度まで]

○我が国及びFAO専門家の知見を生かした生物多様性の確保と水産資源の持続的利用の両立への貢献

## <事業の内容>

### 1. IUU漁業対策支援促進事業（FAOへの拠出）

31（36）百万円

- ①PSM協定実施支援（継続）：PSM協定の確実な実施のための能力開発等を支援。
- ②資源管理・監視取締データ収集能力強化（継続）：リモートでの漁船の監視・取締体制の構築に向けたデータ収集等を含め、FAOが途上国に対し行う漁業データ収集能力の向上等のための能力開発を支援。
- ③地域漁業管理機関（RFMO）等を通じた能力強化（継続）：優良事例の幅広い導入に向けた能力開発や、知見共有のためのワークショップ開催等を支援。
- ④新たなRFMOの設立を含む地域的漁業管理の強化支援（継続）：横断的な助言を行うというFAOの立場を生かして、実効性のある地域漁業管理機関の設立を含む地域的な漁業管理の強化を支援。

### 2. 健全な漁業生態系確保事業（FAOへの拠出）

11（5）百万円

- ①漁業対象種のワシントン条約（CITES）対策（拡充）：CITES附属書掲載が提案された種の資源状況、漁業管理、貿易の影響等についてのレビュー等を支援。CITES附属書掲載種の増加を踏まえ、その実施のための能力開発を支援。
- ②生物多様性の保全と持続可能な漁業の両立対策（拡充）：国際会議において、漁業を禁止するような区域型管理等が合意されないよう国際会議の場での発信等を支援。国家管轄権外区域の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する条約（BBNJ）において、規則や基準策定が議論されるところ、既存のRFMO等による取組の効果や、BBNJの漁業管理への貢献の可能性についての分析とFAOのBBNJプロセスへの関与を支援。

## <事業イメージ>

### ● IUU漁業対策支援促進事業

- ・ リモートでの漁獲データ、監視取締データの収集を含め、漁獲データ収集能力の向上等
- ・ 地域漁業管理機関・地域漁業諮問機関での知見の共有やコンサルティング等
- ・ PSM協定の確実な実施のための、途上国における能力開発等
- ・ 新たな地域漁業管理機関設立のための情報収集、地域ワークショップの開催等

FAO



専門家派遣等

途上国、地域漁業管理機関、  
地域漁業諮問機関

### ● 健全な漁業生態系確保事業

- ・ 漁業の専門知見を有する唯一の国際機関であるFAOを通じ、科学的知見に基づく発信を行い、CITES、生物多様性条約（CBD）、BBNJ等の議論に貢献
- ・ CITESの規則の実施のための能力開発の支援等

FAO



科学的レビュー・会議出席・ワークショップ開催等

CITES、CBD、BBNJ等関連会合、途上国

## <事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1) 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)  
(2) 水産庁国際課 (03-3591-1086)

# 15 農業市場情報システム強化支援事業

【令和7年度予算概算決定額 6（6）百万円】

## <対策のポイント>

○ AMIS（農業市場情報システム）が果たしてきた役割を継続して果たすため、世界の食料等生産、需給等に関する客観的で正確な情報を提供するとともに、気候変動の影響やロシアによるウクライナ侵略等により食料サプライチェーンが深刻な影響を受けていることを踏まえた緊急時における情報収集・政策協議を促進。

## <政策目標>

○ 国際社会においてAMISの目的である世界の食料安全保障確保に資する農業市場の透明性向上への対応のためAMISの機能が強化されており、我が国の危機対応能力や食料安全保障の向上に貢献。

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 適時・正確かつ透明性の高い農業関連情報の提供

○ 主要作物（昨年から追加された肥料も含む。）の需給情報、市況等の分析や見通しの提供。高級実務者間での迅速対応のための協議円滑化のための情報収集。

### 2. 食料安全保障懸念要因調査

○ 食料価格の乱高下の要因となり得る事例の収集及び分析。

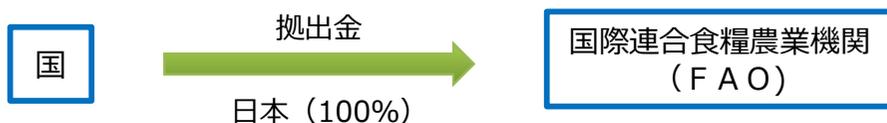
### 3. 食料安全保障に係る危機管理検討

○ 抽出された懸念要因に対して、食料価格の乱高下、特に輸出国・輸入国への影響度合いの分析及び状況把握のための調査項目・調査方法の検討。

### 4. 非G20メンバー国を含む各国の食料サプライチェーン影響調査及び迅速な改善検討のための環境整備

○ パンデミック等、危機的状況における必要な情報収集と迅速な共有を実施し、改善方策案を迅速に検討できる環境整備。

## <事業の流れ>



## AMISによる対応

- ① 適時・正確かつ透明性の高い情報提供（情報の質・分析・見直し改善）
- ② 危機の際の対話・対応・政策協調の促進
- ③ 途上国の能力開発
- ④ パンデミックやロシアのウクライナ侵略等、突発的要因の調査・分析
- ⑤ 食料サプライチェーンへの影響把握
- ⑥ 非G20メンバー国との連携
- ⑦ 肥料・植物油市場の監視強化

影響緩和・回避

## 穀物等の価格の変動要因

異常気象

バイオ燃料増加

畜産物需要増等

## 突発的要因

海上・陸上輸送におけるリスク

パンデミックやロシアのウクライナ侵略等による影響

その他の要因

## 【お問い合わせ先】

- (1) 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
- (2) 輸出・国際局国際戦略グループ (03-6744-1501)